

## 「路面電車の安全確保及び利便向上に関する行政評価・監視」

### ＜調査結果に基づく改善措置状況の概要＞

総務省九州管区行政評価局（局長：杉山 茂）は、九州に所在する国の行政機関等を対象に独自にテーマを設定して、現地的に改善の必要がある行政上の課題について、調査（行政評価・監視）を行い、改善を図っています（地域計画調査）。

この地域計画調査として、平成 24 年 12 月から 25 年 3 月にかけて、長崎・熊本・鹿児島 の 3 市で運行されている路面電車について、路面電車の安全確保・利便向上への取組状況等を調査しました。

この調査結果に基づき、平成 25 年 3 月 26 日、軌道経営者を指導監督する九州運輸局に対して必要な改善措置を講ずるよう所見表示を行いました。

このたび、この行政評価・監視についてのフォローアップを行いましたので公表するものです。

#### [本件照会先]

総務省九州管区行政評価局

第一部第 3 評価監視官 森永 一行

電話：092-431-7081

FAX：092-431-7085

# 「路面電車の安全確保及び利便向上に関する行政評価・監視」

## 〈調査結果に基づく改善措置状況の概要〉

調査の実施時期 : 平成 24 年 12 月から 25 年 3 月まで

所見表示の通知先 : 九州運輸局

所見表示年月日 : 平成 25 年 3 月 26 日

平成 25 年 11 月 25 日

九州管区行政評価局

## 【九州管区行政評価局の調査結果に基づく所見】

### I 運転士に対する運転事故等の発生防止対策

○ 九州運輸局は、路面電車の運転事故等の発生を防止する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

(1) 事故等が多発している要注意箇所を再検証するよう長崎電気軌道(株)、熊本市交通局及び鹿児島市交通局を指導すること。

(2) SAS通知に基づき、運転士がSASに該当するか否かを把握するよう、鹿児島市交通局を指導すること。

## 【九州運輸局及び軌道事業者が講じた措置】

○ 所見表示を踏まえ、3軌道事業者に対し、事故等が多発している要注意箇所を再検証するよう指導を行い、各事業者の改善措置の実施状況を確認した。

### 【軌道事業者の措置】

〈長崎電気軌道(株)〉

・ 現行の要注意箇所について再検証を行い、事故の発生率を基に要注意箇所の設定を行った。今後は、要注意箇所の検証を行い、乗務員研修に活用する。

〈熊本市交通局〉

・ 交通安全専門員による事故発生箇所等の分析を行い、既存の要注意箇所のリストの更新を平成25年5月に行った。今後は、要注意箇所の検証を行い、乗務員研修に活用する。

〈鹿児島市交通局〉

・ 平成23、24年度の事故多発区間を設定し、「平成25年春の全国交通安全運動」期間中の職員研修において事故の概要等を説明した。

○ 鹿児島市交通局に対し、SAS通知に基づき、運転士がSASに該当するか否かを確認するよう指導した。

### 【軌道事業者の措置】

〈鹿児島市交通局〉

・ 平成25年3月に運輸係、車両係の乙種動力車操縦者免許の所持者に対し、確認調査を実施。

その結果、3名について病院での診察を受診させた(結果は異常なし)。

今後は、定期的実施する。

## Ⅱ 軌道・停留場等の安全確保対策

○ 九州運輸局は、路面電車利用者等の通行の安全を確保する観点から、軌道事業者に対し、以下の措置を講ずる必要がある。

### 1 軌道敷等の管理

横断歩道の軌道敷及び停留場における歩行や通行障害となる舗装面破損等の発生状況について点検し、補修に努めるよう指導すること。

○ 3軌道事業者に対し、巡視等を利用して、横断歩道の軌道敷及び停留場における歩行者の通行障害となる舗装面破損等の発生状況についても点検し、把握した破損箇所等の補修に努めるよう指導した。

#### 【軌道事業者の措置】

〈長崎電気軌道（株）〉

- ・ 平成25年4月17日に全線の一斉点検を実施。破損箇所については6月に補修を終えた。今後、破損箇所の早期発見、早期補修に努める。

〈熊本市交通局〉

- ・ 平成25年3月19日～22日にかけて全線の一斉点検を実施。破損箇所については、3月に補修を終えた。今後、破損箇所の早期発見、早期補修に努める。

〈鹿児島市交通局〉

- ・ 平成25年4月に全線の一斉点検を実施。破損箇所については6月に補修を終えた。今後、路線巡視においては、横断歩道及び停留場についても点検の対象とし、破損箇所の早期発見、早期補修に努める。

## 2 停留場の管理

### (1) ホームの幅員

長崎電気軌道（株）及び鹿児島市交通局に対し、幅員基準を充足していないホームの解消を推進するため、バリアフリー推進協議組織を通じて利用者が多い停留場を優先してホームの拡幅を含めたバリアフリー化を推進するよう要請すること。

○ 長崎電気軌道（株）及び鹿児島市交通局に対し、幅員基準を充足していないホームの解消を推進するため、バリアフリー推進協議組織を通じて、利用者が多い停留場を優先してホームの拡幅を含めたバリアフリー化を推進するよう要請した。

#### 【軌道事業者の措置】

〈長崎電気軌道（株）〉

- ・ 指摘された4停留場についてはバリアフリー化に向けて国、長崎市及び警察と協議中。まとも次第、順次改良工事を行いたい。
- ・ 幅員基準を充足させるための改良工事については、「電停改善支援事業要望箇所一覧」を策定し、11電停19ホームの改良工事を順次行う予定。
- ・ 今後、長崎市バリアフリー基本構想・改訂会議においてバリアフリー化を推進していく。

〈鹿児島市交通局〉

- ・ 幅員基準を充足していないホームについては、「鹿児島市新交通バリアフリー基本構想推進協議会」等において、バリアフリー化の推進に努める。

### (2) 点状ブロックの設置

ア 軌道事業者に対し、ホームの幅員に配慮の上、ホームの線路側縁端に点状ブロックを設置するよう、引き続き指導すること。

○ 軌道事業者に対し、ホーム改良に当たっては、ホームの幅員に配慮の上、ホームの線路側縁端に点状ブロックを設置するよう指導した。

#### 【軌道事業者の措置】

〈長崎電気軌道（株）、熊本市交通局、鹿児島市交通局〉

- ・ 点状ブロック未設置箇所については、電停改良に合わせ、設置を進めていく。

イ 熊本市交通局に対し、視覚障害者の安全な通行に支障を来すおそれがあるものについては、速やかに改善するよう指導すること。

○ 熊本市交通局に対し、視覚障害者の安全な通行に支障を来すおそれがあるものについては、速やかに改善するよう指導した。

【軌道事業者の措置】

〈熊本市交通局〉

- ・ 指摘された2停留場のスロープについては、平成25年12月末までに改善を行う。

ウ 長崎電気軌道（株）及び熊本市交通局に対し、転落防止柵が設定されていない区間があるホームについて、その解消に努めるよう指導すること。

○ 転落防止柵が設定されていない区間があるホームについて、その解消に努めるよう指導した。

【軌道事業者の措置】

〈長崎電気軌道（株）〉

- ・ 指摘された蛸茶屋停留場については、平成25年6月に転落防止柵の設置を終えた。

〈熊本市交通局〉

- ・ 西辛島町停留場については、平成25年3月に転落防止柵の設置を終えた。  
残りの停留場については、25年12月末までに転落防止柵の設置を行う。

エ ホームへのスロープ及び手すりの設置

（ア）軌道事業者に対し、スロープが設置されているホームで、幅員基準及び勾配基準を充足していないスロープの改良に、引き続き努めるよう指導すること。

○ スロープが設置されているホームで、幅員基準及び勾配基準を充足していないスロープの改良に努めるよう指導した。

【軌道事業者の措置】

〈長崎電気軌道（株）、熊本市交通局、鹿児島市交通局〉

- ・ 停留場の改良に併せて、その解消に努める。

(イ) ホームの改良を行う際、スロープに係る旅客施設円滑化基準を満足させることが可能な場合には、スロープの両側に手すりを設置するよう努めるよう指導すること。

○ ホームの改良を行う際、スロープに係る旅客施設円滑化基準を満足させることが可能な場合には、スロープの両側に手すりを設置するよう努めるよう指導した。

**【軌道事業者の措置】**

〈長崎電気軌道（株）、熊本市交通局、鹿児島市交通局〉

- ・ 停留場の改良を行う場合には、旅客施設円滑化基準を十分考慮し、可能な場合には、スロープの両側に手すりを設置するよう努める。

オ その他（軌道敷の管理等）

長崎電気軌道（株）に対しては、思案橋停留場上りホームの車両停止位置表示の見直しについて、鹿児島市交通局に対しては、文字等警告設備及び音声警告設備の稼働状況の定期点検を実施すること、新設軌道の線路内への利用者の立ち入りを防止するためフェンス等を設置することについて、指導すること。

○ 長崎電気軌道（株）に対して、思案橋停留場上りホームの車両停止位置表示の見直しを行うよう、また、鹿児島市交通局に対しては、文字等警告設備及び音声警告設備の稼働状況の定期点検を実施すること、新設軌道への利用者の線路内への立ち入りを防止するためフェンス等を設置するよう指導した。

**【軌道事業者の措置】**

〈長崎電気軌道（株）〉

- ・ 指摘された停留場については、平成 25 年 3 月 21 日に改修した。  
〈鹿児島市交通局〉
- ・ 停留場の文字等警告設備及び音声警告設備の点検周期を月 1 回とし、その稼働状況の把握に努める。
- ・ 暫定措置として平成 25 年 4 月 10 日に立ち入り禁止の看板を設置した。付近住民の理解が得られ次第、フェンスを設置する。

### Ⅲ 利用者への情報提供

- 1 停留場及び車両における利用者への情報提供  
(1) 業務監査を実施していない軌道事業者に対する業務監査を早期に実施すること。

○ 平成 19 年度以降、業務監査を未実施の軌道事業者 1 社については、25 年 11 月に実施する。今後も、毎年計画を立てて軌道事業者に対する業務監査を実施する。

- (2) 軌道事業者に対し、停留場及び車両内における運転時刻表、運転系統図、運賃表、乗換・乗継手続等の掲示を適切に行うこと及びその一斉点検の実施について指導を行うこと。

○ 3 軌道事業者に対し、停留場及び車両内における運転時刻表、運転系統図、運賃表、乗換・乗継手続等の掲示を適切に行うこと及びその一斉点検を実施するよう指導した。

#### 【軌道事業者の措置】

〈長崎電気軌道（株）〉

- ・ 平成 25 年 4 月 17 日に、全ての停留場について、一斉点検を実施。必要な掲示物については、25 年 4 月 26 日までに掲示を完了。
- ・ 車両内の掲示については、平成 25 年 6 月に一斉点検を実施。なお、車両内の運賃表示については、掲示済みであり、その他の掲示物については一斉点検後に実施予定。

〈熊本市交通局〉

- ・ 全ての停留場について一斉点検を実施し、平成 25 年 4 月 19 日に必要な掲示物の掲示を完了した。
- ・ 車両内の掲示についても、上記同様、平成 25 年 4 月 19 日に改善した。

〈鹿児島市交通局〉

- ・ 全ての停留場について、平成 25 年 4 月 12 日に一斉点検を実施した。
- ・ 指摘のあった停留場については、平成 25 年 7 月に改善した。
- ・ 車両内の掲示についても、平成 25 年 4 月に改善した。



(3) 軌道事業者に対し、停留場及び車両における車いすの利用が可能な停留場の案内に当たっては、正確かつ最新の情報の提供に努めるよう指導すること。

○ 軌道事業者に対し、停留場及び車両における車いすの利用が可能な停留場の案内に当たっては、正確かつ最新の情報の提供に努めるよう指導した。

【軌道事業者の措置】

〈長崎電気軌道（株）〉

- ・ 平成 25 年 4 月 17 日に、全ての停留場について、一斉点検を実施。全ての停留場に、車いすの利用が可能な停留場に係る最新の情報を掲示した。

- ・ 車両内においては、今後運転系統図を更新する毎に、系統図内に当該情報を掲示する。  
〈熊本市交通局〉

- ・ 全ての停留場及び車両における車いすの利用が可能な停留場に係る情報を最新の情報に修正した。  
〈鹿児島市交通局〉

- ・ 平成 25 年 6 月に停留場及び車両における車いすの利用が可能な停留場に係る情報を最新の情報に修正した。

2 ホームへの車いす利用者用乗降口の停止位置の表示  
(1) 車いす利用者の利便向上を図るため、軌道事業者に対し、ホームの幅員及び安全面等を考慮し、表示が可能なホームについては、車いす利用者用乗降口の停止位置の表示を推進するよう指導すること。

○ 軌道事業者に対し、ホームの幅員及び安全面等を考慮し、表示が可能なホームについては、車いす利用者用乗降口の停止位置の表示を推進するよう指導した。

【軌道事業者の措置】

〈長崎電気軌道（株）〉

- ・ 表示が可能なホームについては、平成 25 年 6 月に表示を行った。

〈熊本市交通局〉

- ・ 祇園橋停留場及び辛島停留場については平成 25 年 5 月に、残りの表示可能なホームについては、同年 7 月に表示を完了した。

〈鹿児島市交通局〉

- ・ 表示が可能なホームについては、平成 25 年 6 月に表示を完了した。

(2) 熊本市交通局に対し、車いす利用者用乗降口の停止位置の表示が不明確となっている停留場のホームについては、停止位置が識別できるような措置を講ずるよう指導すること。

○ 熊本市交通局に対し、車いす利用者用乗降口の停止位置の表示が不明確となっている停留場のホームについては、停止位置が識別できるような措置を講ずるよう指導した。

**【軌道事業者の措置】**

〈熊本市交通局〉

- ・ 表示が不明確となっていた田崎橋停留場、二本木口停留場、熊本駅前停留場、新水前寺駅前停留場及び健軍町停留場の表示については、平成 25 年 5 月に表示を完了した。残りの停留場についても、同年 7 月に表示を完了した。

3 インターネットによる運転時刻に関する情報提供  
路面電車利用者への情報提供のより一層の充実を図  
観点から、以下の措置を講ずるよう軌道事業者を指導  
すること。

(1) ホームページで全ての停留場別の運転時刻が確認  
できるように努めること。

(2) 運転時刻を変更した場合には、適時に更新するこ  
と。

○ ホームページで全ての停留場別の運転時刻が確認できるように努めること、また、運転時刻を変更した場合は、適時に更新することを軌道事業者に対して指導した。

**【軌道事業者の措置】**

〈長崎電気軌道 (株)〉

- ・ 平成 25 年 4 月 1 日に改善を終えた。
- ・ 今後は適時に更新する。

〈熊本市交通局〉

- ・ 既に全ての停留場の運転時刻が確認できる。今後も継続する。
- ・ 変更があった場合には適時に更新する。

〈鹿児島市交通局〉

- ・ 既に全ての停留場の運転時刻が確認できる。今後も継続する。
- ・ 変更があった場合には適時に変更する